

堀之内医療センター第二キュービクル電灯盤修繕 特記仕様書

本業務は、本特記仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本業務は、堀之内医療センター高圧受電設備を経年劣化による電気事故防止のため、キュービクル内の耐用年数が経過した一部機器の更新を実施するものである。

2 業務内容

修繕番号:魚健修第5号

業務名:堀之内医療センター第二キュービクル電灯盤修繕

履行期間:契約締結の日から令和5年3月31日

履行地点:魚沼市堀之内地内(別添位置図のとおり)

3 業務項目

3.1 キュービクル電灯盤修繕

(1)キュービクル電灯盤修繕 一式

3.2 打合せ協議

- ・業務着手時
- ・中間時 2回
- ・成果品納品時

4 業務にあたっての留意事項

4.1 一括再委託等の禁止(委託契約条項を参照)

- (1)受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2)受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3)受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4.2 その他留意事項

- ・ 機器交換後、試運転調整を行うこと。
- ・ 停電作業日については、土日を予定している。詳細な日時は施設の管理者と協議のうえ、決定すること。
- ・ 施行のため、部屋及び設備の使用中止等、診療所の運用に支障を及ぼす恐れがある場合は、発注者立会いのもと、あらかじめ施設管理者より同意を得たうえで施行にあたること。
- ・ 更新を行う機器のうち、コンデンサー1台についてPCB含有調査が必要なため、機器の取り外しまで本件に含めるものとし、取り外した機器は発注者へ引き渡すこと。
- ・ 内容に疑義がある場合には、監督員と協議すること。

5 必要な技術者の配置及び要件

5.1 担当技術者 → 電気主任技術者

6 照査の実施

受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。照査技術者の配置は無いが、社内にて検査を実施すること。

7 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

8 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1)業務概要 | (2)業務工程 |
| (3)業務組織計画 | (4)成果物の品質を確保するための計画 |
| (5)成果物の内容、部数 | (6)連絡体制(緊急時含む) (7)その他 |

9 関係官公庁への手続き等

受注者は、業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

10 成果物の提出

受注者は、業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

成果品の納品は下記のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------------|
| (1) 報告書 | 2部(A4版) | (2) 図面 | 2部 |
| (3) 図面縮小版 | 2部 | (4) 電子データ | 2部(図面はSFC形式とする) |
| (5) 照査報告書 | 1部 | | |

11 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務等委託契約の変更を行うものとする。

- (1)業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- (2)履行期間の変更を行う場合
- (3)監督員と受注者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合

12 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

13 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

14 安全等の確保

受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

15 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

16 新技術の活用について

受注者は、「新技術情報提供システム (NETIS)」、「Made in 新潟」等を利用することにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。